

居宅介護支援事業所アンケート調査結果の概要

【対象】 市内居宅介護支援事業所

回答：56 事業所／86 事業所 （回収率：65.1％）

回答のあった 56 事業所合計で、介護支援専門員は常勤 166 名、非常勤 14 名の計 180 名、その内、主任ケアマネは 94 名である。また、約 2 割（12 か所）が「一人ケアマネ」の事業所であった。

※重複回答のあった設問については、回答割合（％）の合計が 100％を超える場合があります。

1 介護支援専門員の確保について

介護支援専門員の確保については、半数の事業所が、「充足」又は「概ね充足」していると回答している一方、4 分の 1 の事業所が「不足」と回答している。また、今は充足しているが、退職により不足した場合や増員が必要になった場合に不安があるといった意見や、募集しているが応募がないとの意見もあった。

2 介護支援専門員の確保に必要と思われる取組（市からの支援等）について

様々な意見があるが、主な意見は次のとおりである。

- ① シェアードワーク解消、業務範囲の明確化（パンフレットの作成）、「何でもケアマネに相談・お願い」という風潮の是正
- ② 業務の効率化、事務書類・手続の簡素化
- ③ 働きやすい環境整備（ハラスメント対策、メンタルヘルス対策）
- ④ 給与面・処遇面の改善、介護報酬の引き上げ
- ⑤ 人材育成・資格取得支援（研修、資格取得や更新にかかる費用補助、試験対策講座等）の充実、ICT 活用支援

その他にも業務量や責任と報酬が見合っていないとの意見があった。

3-1 介護保険サービス等の不足感について

(1) 在宅サービス

「訪問介護」については半数以上が、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「認知症対応型通所介護」については 4 割弱が「不足」と回答している。

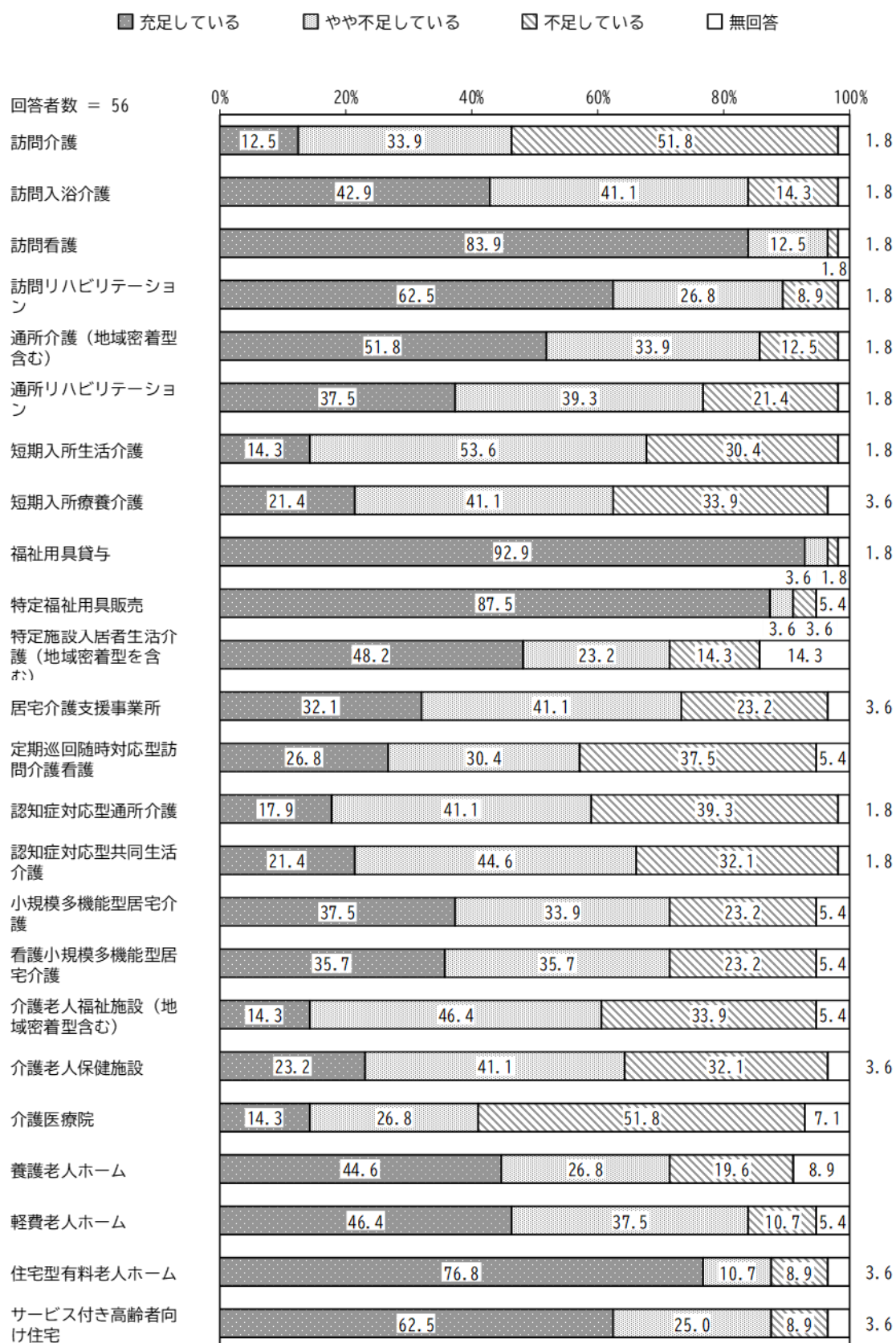
「不足」及び「やや不足」の合計でみると、上記のほかに「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「居宅介護支援」の割合が高くなっている。

一方で、「福祉用具貸与」で 9 割以上、「特定福祉用具販売」「訪問看護」で 8 割以上が、「充足している」と回答している。

(2) 施設・居住系サービス

半数以上が「介護医療院」について「不足」と回答している。

「不足」及び「やや不足」の合計でみると、上記のほかに「介護老人福祉施設（地域密着型含む）」「認知症対応型共同生活介護」「介護老人保健施設」の割合が高くなっている。



また、今後の介護保険サービスの整備について様々な意見があったが、主な意見は次のとおりである。

- ① 訪問介護事業所及びヘルパーの確保、サービス提供体制の充実（土日・朝・夕方の対応、認知症への対応等）
- ② 認知症高齢者に対応できる施設の整備・サービスの充実
- ③ 従来型（多床室）の特養や低所得者でも利用しやすい施設の整備
- ④ デイサービスの充実（半日利用で入浴ができる、リハビリに特化、早い時間帯や夕方から延長できる、土日の受け入れ等）
- ⑤ 地域バランスを考慮した介護サービスの整備（施設・居住系サービスを中心に市東部の不足感が強い）

その他に、事業所数だけでなく、質の向上や人材確保に力を入れるべきとの意見も見られた。

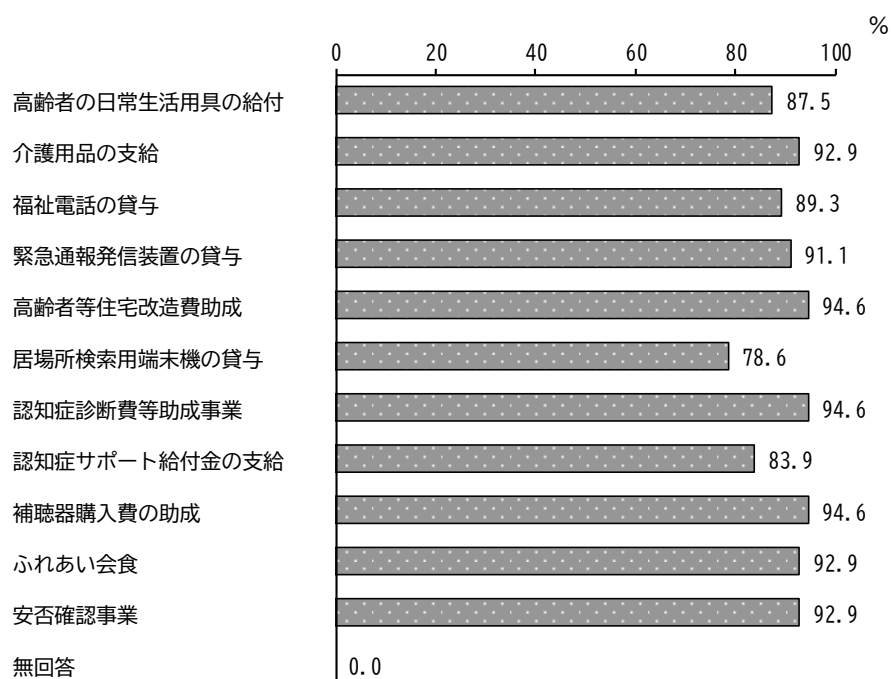
3-2 特別養護老人ホーム入所申込について

64.3%の事業所で、特別養護老人ホームの空きがないことにより、入所ができず困ったことがあると回答している。そのうち、入所できなかった際の具体的な対応としては、43.2%が他の高齢者施設に入所し、45.8%が在宅で待機していると回答している。その他、長期のショートステイ（ロングショート）を利用して空きを待つ、他市の家族宅へ引っ越し、家族が仕事を辞めて介護というケースもあった。

4 高齢者福祉施策等について

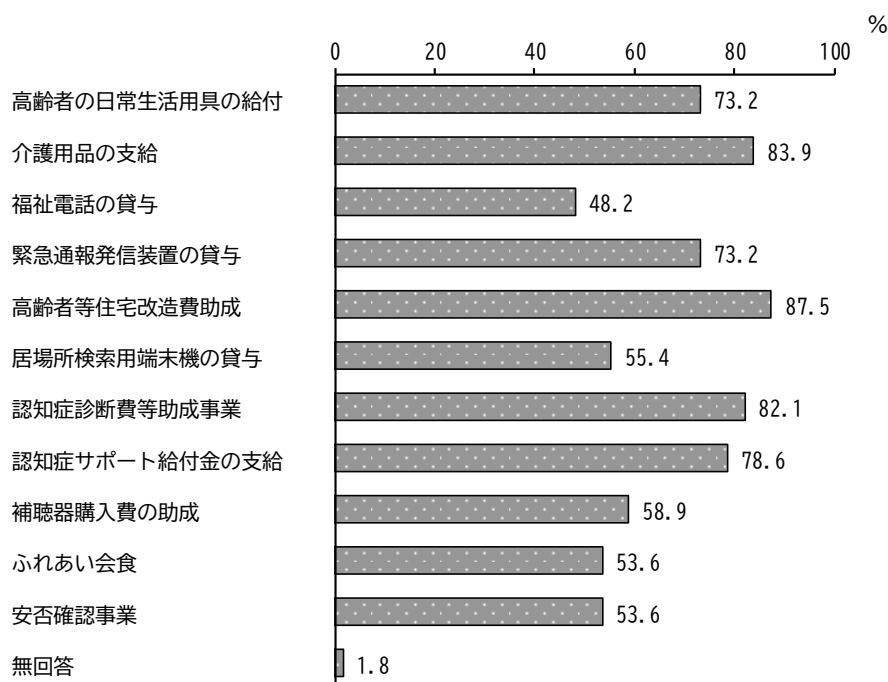
介護保険給付以外で、ひとり暮らし高齢者等への福祉的サービスについて、以下のサービスを知っているかについて調査を行ったところ、全体的に認知度は高く、中でも「高齢者等住宅改造費助成」、「認知症診断費等助成事業」、「補聴器購入費の助成」の割合が、いずれも94.6%と最も高くなっている。

回答者数 = 56



また、利用者に紹介したことがあるかについて調査を行ったところ、「高齢者等住宅改造費助成」の割合が87.5%と最も高く、次いで「介護用品の支給」の割合が83.9%、「認知症診断費等助成事業」の割合が82.1%となっている。

回答者数 = 56



5 地域総合支援センターとの連携について

「連携ができていない」の割合が62.5%と最も高く、次いで「連携ができていない場合とできていない場合がある」の割合が30.4%、「連携の必要性はあるができていない」の割合が16.1%となっている。

「連携ができていない」の主な内容としては、困難ケースや虐待（疑い）ケース等への対応、独居で身寄りのない高齢者への対応、利用者や家族に障害がある場合のサービス内容の調整などとなっている。

「連携ができていない」の主な内容としては、予防と介護で関わりが違ふことがあり介護の方のケースも一緒に動いてほしいとの要望や、情報共有止まりでこちらが望む対応をしてもらえないことがある、職員の異動やプラン担当者の変更で引継ができていないなどの意見があった。

6 医療と介護の連携について

かかりつけ医や医療機関との連携については、「連携ができていない」の割合が73.2%、「連携の必要性はあるができていない」の割合が7.1%、「連携がうまくいかずに困ったことがある」の割合が26.8%となっている。

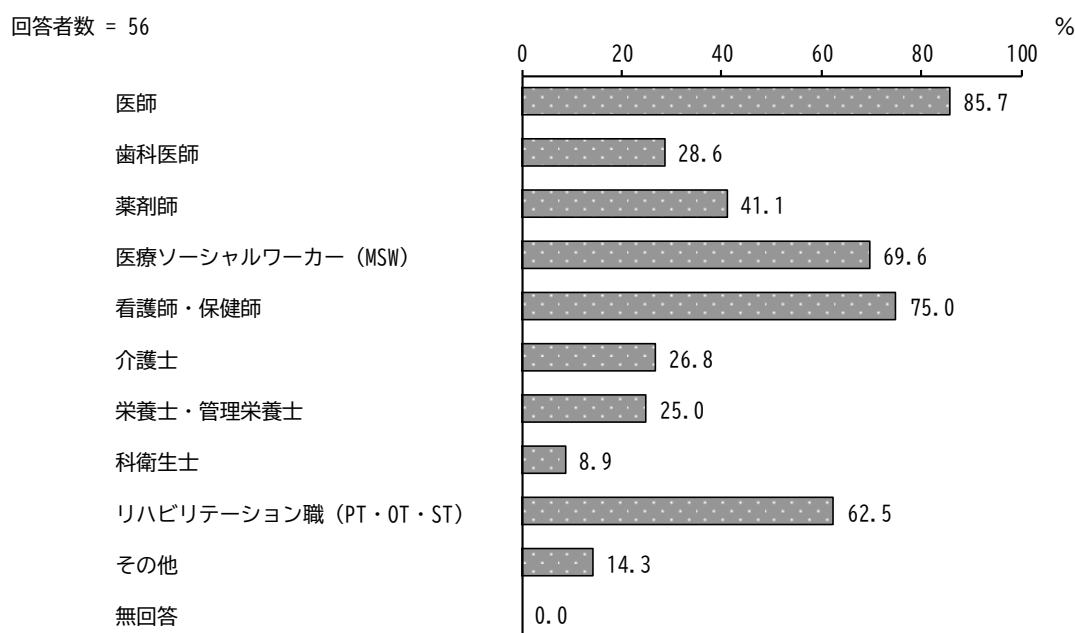
「連携の必要性はあるができていない」の主な理由は、お互いの分野への知識不足、病状・治療方針に関する情報が十分に共有されず利用者の状態変化に適切に対応できないなどとなっている。

「連携がうまくいかずに困ったことがある」の事例としては、病院・主治医との意思疎通がスムーズにいかない、主治医の指示と本人の意向に乖離がある、総合病院等大きな病院では照

会等に時間がかかりサービス開始が遅れる、医療と介護で利用者の状態像や今後の見通しに認識のずれが生じて支援方針の統一が難しい、退院時の連絡を依頼したのに何の連絡もなかったなどが挙げられた。

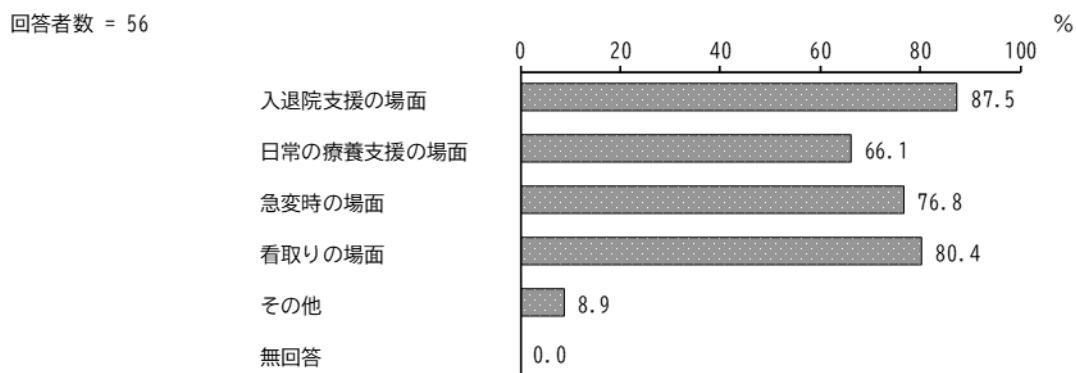
7 連携を強めたい職種について

要支援者・要介護者の在宅生活を支えるために連携を強めたい職種については、「医師」の割合が85.7%と最も高く、次いで「看護師・保健師」の割合が75.0%、「医療ソーシャルワーカー（MSW）」の割合が69.6%となっている。また、「その他」では、民生委員や生活福祉課のケースワーカー、後見支援センターという意見が見られた。



8 多職種連携について

多職種連携がどのような場面で進むことを期待するかについては、「入退院支援の場面」の割合が87.5%と最も高く、次いで「看取りの場面」の割合が80.4%、「急変時の場面」の割合が76.8%となっており、「その他」として、サービス拒否の方への支援、複合多問題の課題解決などとなっている。



9-1 身寄りのない高齢者への支援における実効的な取組等について

様々な意見があるが、主な意見は次のとおりである。

- ① 入院時・施設入所時の身元保証・身元引受に関する支援、制度化
 - ② 金銭管理サービス
 - ③ 日常生活自立支援事業の改善（生活支援員の不足により開始までに時間がかかる）、成年後見制度の利便性の向上（手続きが複雑で利用のハードルが高い、後見等開始まで時間がかかる）
 - ④ 通院時の付き添い、緊急時の対応、入院時の手続き、入院中の日常生活等に関する支援
 - ⑤ 経済的な理由で民間サービス（終身サポート事業等）が利用できない人への支援
- 特に、身寄りのない高齢者への支援がケアマネジャーに過度に集中していることへの意見が多く見られた。

9-2 シャドウワークの軽減に向けた取組等について

こちらについても様々な意見があるが、主な意見は次のとおりである。

- ① ケアマネジャーの役割・業務範囲を明確化し、市民・関係機関へ周知（「ケアマネジャーは何でもしてくれる」という認識の是正）
 - ② シャドウワークの有償化、報酬の支払い
 - ③ （急な）受診や入院時の同行、手続きに対する支援等を担うサービスの整備
 - ④ 行政手続き・書類の簡素化、窓口の一本化、ICT活用による業務効率化の推進
- また、同居（介護）している家族への支援、本人や家族でできることは自らしてもらうよう自助・共助を強化する取組などの意見も見られた。

10 その他、自由意見について

カスタマーハラスメントに対する精神的負担の軽減や安全の確保、介護保険制度やケアマネジャーの業務等に関する正しい知識の普及啓発、要介護認定の変更申請の際の対応等について意見があった。